

環境アセスメント制度について

平成25年3月8日

環境省

基本的考え方

○産業競争力会議においても、議題の一つとして「クリーン・経済的なエネルギー需給実現」が掲げられており、エネルギー政策基本法の目的にあるとおり、「経済性」、「安定供給」、「環境保全」を三位一体で考え、我が国にとってベストの選択していかなければならない。

○上記の考え方を基に、発電事業の環境アセスメントに対する環境大臣意見を形成しており、当該意見を勘案して、経済産業大臣が審査を行い、事業者に勧告することになっている。

発電事業における環境アセスメント手続の流れ

※発電事業については、民間事業者の個別事業が電力の安定供給という国の施策と強い関わりを持つため電気事業法により環境影響評価法に一部手続が上乘せされている。

